

排水基準を定める省令の一部を改正する省令について

令和3年9月
環境省水・大気環境局水環境課
閉鎖性海域対策室

1. 改正の背景

- 閉鎖性海域においては、平成5年に水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）等が改正され、閉鎖性の海域及びこれに流入する河川等を対象に、窒素に係る排水基準が適用された。
- 対象となる事業場に一律に排水基準を適用する際に、直ちに一般排水基準（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条）を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場に対しては、5年間の措置として、暫定排水基準（同省令附則第2項）を設定した（平成10年9月30日まで）。
その後、平成10年、平成15年、平成20年、平成25年及び平成30年に暫定排水基準の見直しを行い、現在、窒素について5業種の工場・事業場に対して暫定排水基準が設定されている（天然ガス鉱業：令和3年9月30日まで、その他の4業種：令和5年9月30日まで）。
- 現行の天然ガス鉱業に係る暫定排水基準は令和3年9月30日をもって適用期限を迎えることから、当該業種の暫定排水基準について、中央環境審議会水環境部会等において所要の検討を行った結果、当該業種が採用する排水処理設備は世界的に同様の導入事例がなく、安定稼働の状態に至るまでに条件や管理方法の調整などの対応に時間を要していることから、引き続き2年間の期限（令和5年9月30日まで）に暫定排水基準を設定することとしたい。

2. 改正の内容

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）附則第2項を改正し、天然ガス鉱業に係る暫定排水基準の適用期限を延長（令和5年9月30日まで）することとする。

<窒素含有量の排水基準>

（単位：mg/L）

業種その他の区分	現行			見直し（案）		
	基準値		期間	基準値		期間
	許容限度	日間平均		許容限度	日間平均	
天然ガス鉱業	160	150	令和3年9月30日まで	160	150	令和5年9月30日まで

3. 施行期日

令和3年10月1日